

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

去る2月21日、ロシアはウクライナ東部の親露派武装集団が実行支配する地域を一方的に独立国家として承認し、2月24日には、国際社会の度重なる警告を無視して、ウクライナへの軍事攻撃を開始した。こうした武力を行使し、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害するロシアの行動は、明らかに国際法に違反する行為であり、断じて容認することができない。

よって本県議会は、ロシアの武力によるウクライナ領土侵攻に対して強く抗議し、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう強く求め、恒久的な世界平和の実現を訴える。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くされるよう要望する。

以上、決議する。

令和4年 3月7日

島根県議会